



リチウムイオン蓄電池について



今回はリチウムイオン蓄電池に関するお話です。リチウムイオン蓄電池は近年のモバイル機器の普及と共に急速にマーケットに広がっておりますが、海外で製造されるものも多くその品質は様々であり、これらを輸入、製造、販売するためには注意が必要です。

(1) PSE 法におけるリチウムイオン蓄電池の用品の範囲

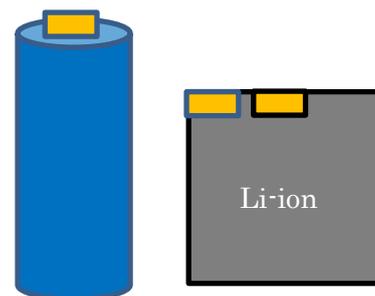
単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。

※その他、電池の状況（機器に内蔵されるもの、同梱されるもの等）によっても扱いが異なります。

(2) 単電池の「体積エネルギー密度」の算出方法

体積エネルギー密度 (Wh/l) = (定格容量 (Ah) × 定格電圧 (V)) / 体積

※原則として電池製造事業者（電池メーカー）からの仕様書において提示される体積エネルギー密度を採用し、判断する事になっています。



(3) 基準適合確認

上記(1)(2)により対象となったリチウムイオン蓄電池は、電気用品の技術基準の解釈（通達）別表第九 リチウムイオン蓄電池による基準適合確認が必要です。

当該規格には単電池（セル）及び組電池（パック）双方の要求が網羅されています。

☑ポイント

特に海外から輸入する場合、その製造元等から「海外規格（IEC規格等）や関連JIS規格による評価が行われている。」「CEマーキングもあり安全」等と説明され、これらをエビデンスとして販売できると理解されている事業者様もおられますが、現状PSE法では上述の**別表第九**による確認以外は認めないため注意が必要です。つまりこのような状態でOPSEマークを付けたたり、販売する事は出来ません。※現在、別表第十二（JIS規格）による整合規格も採用出来るよう進んでいる最中です。

（まとめ）

比較的小型、安価である為、特に多くの輸入事業者の方が日本国内での販売を検討される事例が多いようです。しかしながら実際には**発熱、発煙、発火等の事故が多い**のも事実であり、その責任は全て事業者に求められます。リチウムイオン蓄電池は特定以外の電気用品であるため、基準適合確認の方法は事業者任せられますが、是非、信頼のおける検査機関等で確認を行う事をお勧めいたします。また、仮にPSE法で非対象となる電池であっても、事業者として最低限の電池の安全確保は必要と考えますので、リスクマネジメントの観点からも適切な確認、対応を行うことが望まれます。



粗悪品に注意!!

弊社では設計段階から製造、輸入、試験、届出及び、計測器の販売並びに校正にいたるまで、PSE（電安法）に関するサービスをワンストップでご利用頂けますので、お困りの方はご相談ください。